

広島県告示第七百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

北塩屋四地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成四年三月三十日広島県告示第四百四十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする

郡市・区	町・丁目	大字・字	地番	標柱番号
呉市	北塩屋町		一〇番四二	標柱一号
			一〇番二二	標柱二号
			一〇番一〇	標柱三号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

三和町二十一地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号を平成六年一月三十一日広島県告示第百八号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び、標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱一号から三号は告示で指定した土地に存する標柱二号から四号を結んだ線上に存するものとし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とする

郡市・区	町・丁目	大字・字	地番	標柱番号
呉市	三和町		二六六番七	標柱一号
			二六六番一三	標柱二号及び三号
			二六六番五	標柱四号
	清水三丁目		三〇七番一	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

清水三丁目四地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和六十二年三月三十日広島県告示第三百四十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号と六号を昭和二十二年七月二十四日内務省告示第二百二十二号で指定の砂防指定地内河川桧垣川の敷地に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする

郡市・区	町・丁目	大字・字	地番	標柱番号
呉市	清水三丁目		七三番 七二番地先里道敷	標柱一号
			四六番一	標柱二号
			四二番一	標柱三号
			三九番一	標柱四号
			七四番一地先水路敷	標柱五号
				標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東小坪停留所地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成六年三月二十二日広島県告示第二百八十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線及び、標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線上に存し、

標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱三号と同一とする

郡市・区	町・丁目	大字・字	地番	標柱番号
呉市	広小坪一丁目		一八〇四九番一	標柱一号

一八〇二二番三	標柱二号	
一八〇五六番	標柱三号	
一八〇五五番一	標柱四号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東鹿田五地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	大字・字	地番	標柱番号
呉市	東鹿田町		八九番	標柱一号
			一五八番	標柱二号
			一六〇番	標柱三号
			八八番一	標柱四号及び五号
			八七番五	標柱六号
			九一番一	標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

広石内二丁目二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	大字・字	地番	標柱番号
呉市	広石内二丁目		六六〇三番一〇	標柱一号
			甲六六〇四番	標柱二号
			六四五二番二	標柱三号

			六六〇六番一	標柱四号及び五号
--	--	--	--------	----------

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

焼山北二丁目六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	大字・字	地番	標柱番号
呉市	焼山北二丁目		七五三番一	標柱一号
			一一四番三	標柱二号
			一一三番七三五	標柱三号
	焼山本庄四丁目		一一三番七三六	標柱四号
			七二七番一	標柱五号
			七二八番一	標柱六号
	焼山北二丁目		七四四番一 道敷	標柱七号
			七四四番一	標柱八号
			七五二番	標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

吉浦新出十二地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和六十二年八月三十一日広島県告示第八百四十九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号から八号を結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

ただし、標柱四号及び五号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする

呉市						郡市・区
吉浦新出町						町・丁目
						大字・字
市道敷 一七八番二〇地先	市道敷 二七八番一九地先	市道敷 二七八番三〇地先	二七八番三〇	二八九五番三	敷 一二六番地先里道	地番
標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号	標柱二号から四号まで	標柱一号	標柱番号